

厚生労働委員会

厚生労働調査室

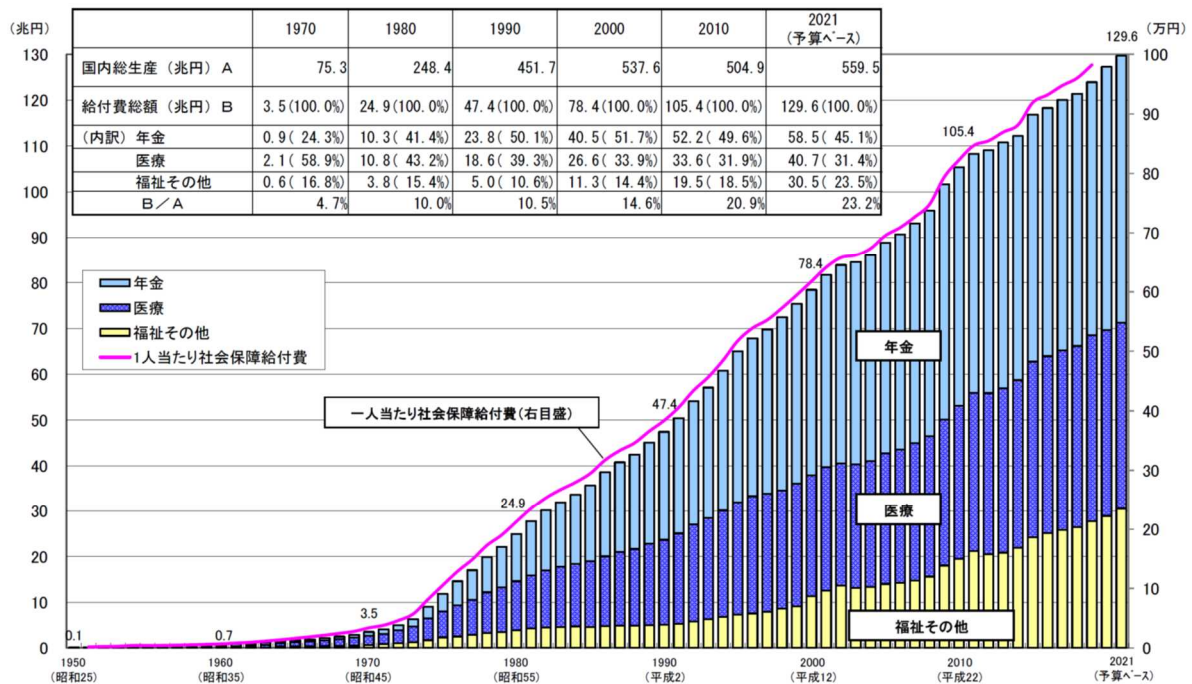
I 所管事項の動向

1 社会保障をめぐる動向

(1) 社会保障給付費等

令和3年度の社会保障給付費は約129.6兆円（対GDP比23.2%：予算ベース）となっている。今後、高齢化の進展等に伴って社会保障給付費は更に増加すると見込まれている。

社会保障給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和元年度社会保障費用統計」、2020～2021年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2021年度の国内総生産は「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和3年1月18日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2021年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

(出所) 厚生労働省資料

社会保障給付費の財源の構成については、保険料(被保険者拠出及び事業主拠出)が72.4兆円、公費(国及び地方)が51.3兆円となっている(令和3年度予算ベース。このほかの財源として積立金の運用収入等がある)。

他方で、令和4年度予算(政府案)における社会保障関係費は36兆2,735億円となっている。社会保障関係費の自然増¹が6,600億円程度と見込まれていた中で、実質的な対前年度増加額は4,400億円程度²(年金スライド分を除く)に抑えられたが、これは「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)における、2022年度から2024年度までの3年間、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるとの方針に

¹ 社会保障関係費の自然増には、「高齢化による増加分」と「その他要因による増加分(医療の高度化による増加分や物価変動分等)」がある。

² 足元の医療費動向を踏まえ医療費にかかる国庫負担分を700億円程度減少させたベースの令和3年度社会保障関係費と比較した額

沿ったものとなっている。なお、令和4年度厚生労働省予算案の一般会計総額は33兆5,160億円であり、その99%が社会保障関係費（33兆1,833億円）となっている。

(2) 今後の社会保障の動向

岸田内閣では、「民間の給与引き上げ促進」、「公的価格の在り方の抜本的見直し」、「勤労者皆保険の実現など全世代型社会保障の構築」を分配戦略の三つの柱としている。令和3年11月9日、政府は、有識者からなる「全世代型社会保障構築会議」及び「公的価格評価検討委員会」を開催し、社会保障全般の総合的検討、公的価格の在り方の検討をそれぞれ開始しており、今後の議論の行方が注目される³。

なお、公的価格の在り方に関しては、令和3年度補正予算に、看護、介護、保育などの現場で働く方々の収入を令和4年2月から引き上げるための措置⁴に必要な経費が盛り込まれている。また、同年10月以降については、診療報酬や介護報酬等の改定により、これらの方々の収入を3%程度⁵引き上げるための措置が講じられることとなっている。

2 医療・健康施策の動向

(1) 医療保険制度

我が国の医療保険制度は、原則として全ての国民が何らかの制度に加入する「国民皆保険」体制になっている。具体的には、75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度、75歳未満の被用者を対象とする健康保険（健保組合と協会けんぽ）と各種共済組合、75歳未満の地域住民等を対象とする国民健康保険（市町村⁶と組合）がある。加入者は、保険料を納付し、医療機関の窓口で保険証を提示すること等により、一定割合の自己負担で医療を受けることができる。自己負担部分以外の費用については、保険者から支払われる。

令和2年度の国民医療費は約43.0兆円、後期高齢者医療費は約16.6兆円（国民医療費の約38.8%）となっている（実績見込み）。

医療保険制度に関しては、令和3年の第204回国会（常会）において、①一定所得以上の後期高齢者の窓口負担割合の2割への引上げ⁷、②傷病手当金の支給期間の通算化、③育児休業中の保険料の免除要件の見直し、④子供に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入等を内容とする法律改正が行われた。

³ 令和3年12月21日、公的価格評価検討委員会は「中間整理」を行っている。

⁴ 介護・障害福祉職員、保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から実施する。看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から実施する。

⁵ 看護職員は月額平均12,000円相当、介護・障害福祉職員、保育士等は月額平均9,000円相当

⁶ 市町村が行う国民健康保険については、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となっており、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担っている。

⁷ 現行1割（現役並み所得者は3割）となっている窓口負担割合について、課税所得が28万円以上かつ年収が200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上）の者に限って、窓口負担割合を2割とする（令和4年10月1日施行予定）。

(2) 診療報酬等の改定

診療報酬は原則2年ごとに改定される。令和4年度の本体部分の改定率は+0.43%（看護の処遇改善のための特例的対応、リフィル処方箋（反復利用できる処方箋）の導入・活用促進による効率化、不妊治療の保険適用のための特例的な対応、小児の感染防止対策に係る加算措置（医科分）の期限到来を除く改定分は+0.23%）となっている。また、薬価は△1.35%（うち実勢価等改定△1.44%、不妊治療の保険適用のための特例的な対応+0.09%）、材料価格は△0.02%の改定となっており、診療報酬・薬価等全体ではマイナス改定となる。

(3) 医療提供体制

高齢化の進展等により、医療・介護サービスの需要の増大・多様化が見込まれている中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療をより効果的・効率的に提供していくことが求められている。また、住み慣れた地域の中での医療と介護サービスの一体的な提供の確保や、地域間・診療科間での医師等の偏在の解消、病院勤務医の厳しい勤務環境の改善等も課題となっている。

質の高い医療を効果的・効率的に提供する体制を構築するため、病床の機能ごとの将来の必要量等、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を定める地域医療構想が全都道府県で策定され、病床機能の分化・連携に向けた取組が進められてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、局所的な病床・人材不足の発生など地域医療をめぐる様々な課題が浮き彫りとなった。こうした状況を受け、厚生労働省は、新興感染症等の感染拡大時の短期的な医療需要には、後述の法律改正後の医療計画に基づき機動的に対応することとし、地域医療構想については、その基本的な枠組みを維持しつつ、引き続き、着実に取組を進めていく必要があるとしている。

医師の偏在に関しては、都道府県が策定した医師確保計画を通じた対策等が進められている。また、医師の働き方改革に関しては、令和3年の第204回国会（常会）において、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、①勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成、②地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設、③当該医療機関における健康確保措置の実施等の措置を講ずることを内容とする法律改正が行われた。

なお、同改正では、④医療関係職種の業務範囲の見直し、⑤地域医療構想の実現に向けた医療機関の再編支援、⑥新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け、⑦外来機能報告制度の創設等の措置も講じられている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的・特例的な取扱いとして認められている初診を含むオンライン診療については、恒久化に向けて指針⁸改定の検討が進められている。

⁸ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月 厚生労働省）（令和元年7月一部改訂）

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月に感染症法⁹上の指定感染症とされ、感染者の入院措置等が講じられてきた。令和3年の第204回国会（常会）において、①新型コロナウイルス等感染症への感染症法上の位置付けの変更、②国・地方自治体間の情報連携、③宿泊療養・自宅療養の協力要請規定の整備、④入院勧告・措置の見直しと罰則整備等を内容とする法律改正が行われた（同年2月13日施行）。

感染者数については、令和3年に入っても増減を繰り返し、令和3年7月～9月頃のいわゆる「第5波」では、感染力が増大したとされる変異株（デルタ株）の影響もあって1日の感染者数が2万5千人を超える状況となった。9月以降、感染者数は急速に減少したが、12月下旬より再び増加に転じた。なお、12月下旬にはデルタ株よりも感染力や再感染リスクが高まる可能性が指摘される変異株（オミクロン株）の市中感染が確認された。

政府においては、感染者急増時の病床ひっ迫による自宅療養中に容態が急変し、死亡した者の増加を受けて、病床の確保、臨時の医療施設・入院待機施設の整備等の取組を実施してきたところであり、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においても、①医療提供体制の強化、②ワクチン接種の促進、③治療薬の確保¹⁰、④国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復に取り組むこととしている。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、令和3年2月から医療従事者等への先行・優先接種が開始され、その後順次、高齢者、基礎疾患を有する者等、その他の住民へと接種が行われた（12歳以上が対象）。2回のワクチンを接種した者の割合は全体で78%を、高齢者で92%を超えている（令和4年1月7日公表時点）が、ワクチンの効果が経時的に低下することから追加接種（3回目接種）が令和3年12月より開始されている（対象者は18歳以上）。

なお、政府は、緊急時に新たな医薬品を速やかに薬事承認する仕組み等を整備する法律案を本通常国会に提出する予定である。

3 介護保険制度の動向

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みとして、平成12年4月に創設された。被保険者は、①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）となっている。介護保険給付は、要介護・要支援状態と認定された場合に行われ（第2号被保険者は加齢に伴う特定の疾病が原因の場合に限り認定）、給付に必要な費用は、1割の利用者負担（一定以上の所得を有する第1号被保険者は2割又は3割負担）を除いて、公費50%と保険料50%で賄われている。

政府は、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護の受け皿整備、介護人材確保対策等の総合的な対策に取り組んでいる。令和元年10月からは、介護人材確保のための取組をより一

⁹ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

¹⁰ 令和3年12月24日、経口薬（一般名：モルヌピラビル）が特例承認

層を進めるため、柔軟な運用を認めることを前提に、リーダー級の介護職員を対象に月額最大8万円相当の処遇改善が実施されている。(介護職員の収入の引上げを含む岸田内閣における公的価格の在り方の見直しに関する動向については1(2)参照。)

介護保険制度に関しては、令和2年の第201回国会(常会)において、①地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、②医療・介護のデータ基盤の整備の推進、③介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等を内容とする法律改正が行われた。

4 年金制度の動向

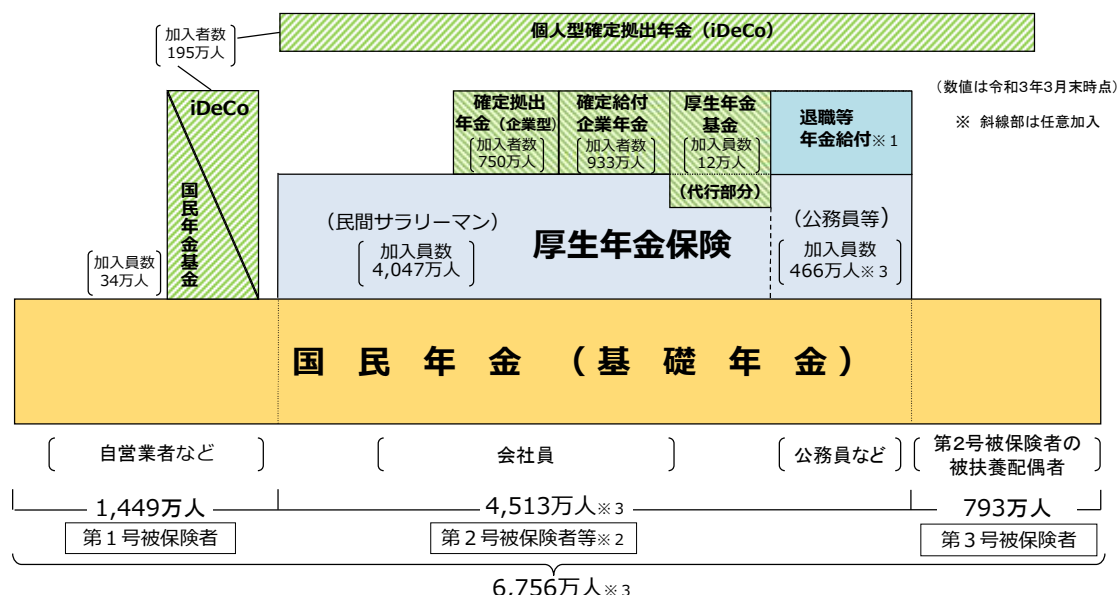
(1) 公的年金制度の概要

我が国の公的年金は、「国民皆年金」という特徴を持っており、国内に居住する20歳から60歳までの全ての人加入する国民年金(基礎年金)と、会社員や公務員等が加入する厚生年金による、いわゆる2階建ての構造となっている。

老後には、受給資格を満たした全ての人加入する老齢基礎年金(月額65,075円(老齢):40年保険料納付 令和3年度)を、厚生年金に加入している人は基礎年金に加えて、在職中の報酬に比例した老齢厚生年金を受給することができる。

公的年金の財政方式は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み(賦課方式)を基本としつつ、一定の積立金を保有し、その運用収入も活用している。また、基礎年金においては、給付費の2分の1が国庫負担となっている。

年金制度の体系



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
 ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。
 ※3 公務員等、第2号被保険者等及び公的年金全体の数は速報値である。

(出所)厚生労働省資料を基に作成

(2) 年金制度改革の動向

年金制度については、令和2年の第201回国会（常会）において、①被用者保険の適用拡大、②在職中の年金受給の在り方の見直し、③受給開始時期の選択肢の拡大、④確定拠出年金の加入可能要件の見直し等を内容とする法律改正が行われたところであるが、マクロ経済スライド（財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み）の調整期間が厚生年金と比べて長期化する基礎年金については、将来の給付水準の低下が大きくなると見込まれている。基礎年金は所得の多寡にかかわらず一定の年金額を保障する所得再分配機能を有する給付であり、給付水準の低下は、年金制度の所得再分配機能の低下を意味することから、その機能を維持する方策は今後の大きな課題となっている。基礎年金の給付水準の低下抑制策等に係る今後の議論の行方が注目される。

(3) 年金積立金の運用

年金積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）における令和3年度第2四半期の収益額は1兆8,763億円で、同期末現在の資産額は194兆1,197億円となった（市場運用を開始した平成13年度以降の累積収益額は102.2兆円）。

5 児童家庭福祉施策の動向

(1) 保育所等及び放課後児童クラブの動向

令和3年4月1日時点における保育所等の利用定員は約302万人（前年比5万人増）、利用児童数は約274万人（前年比5千人増）となり、それぞれ増加した。また、待機児童数は5,634人（前年比6,805人減）となり、調査開始以来最少となったものの、女性就業率が年々上昇していることに伴い、保育の利用申込者数も増加していることから、引き続き待機児童の解消は喫緊の課題となっている。政府は、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和2年12月21日、「新子育て安心プラン」を策定し、令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

一方、子供の数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、厚生労働省の検討会では、①人口減少地域等における保育所の在り方、②多様なニーズを抱えた保護者・子供への支援、③保育所・保育士等による地域の子育て支援、④保育士の確保・資質向上等について議論が行われてきた。特に保育士の資質向上等について、政府は、同検討会の取りまとめ等を踏まえ、児童へのわいせつ行為で登録を取り消された保育士に対する資格管理の厳格化等を含む児童福祉法等の改正案を本通常国会に提出する予定である。

また、共働き家庭などの小学生に対しては、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）が実施されている。令和3年5月1日時点では、放課後児童クラブ数は2万6,925か所（前年比300か所増）、登録児童数は134万8,275人（前年比3万7,267人増）となっている一方で、待機児童数は1万3,416人（前年比2,579人減）となっている。平成30年9月14日には、文部科学省及び厚生労働省が「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和5年度までの5年間で約30万人分の受け皿を整備することを目標とし

て掲げている。

(2) 児童虐待防止対策の動向

児童虐待防止対策については、累次の法改正等を経て制度的な充実が図られてきたが、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加しており、重大な児童虐待事件も後を絶たない。

こうした状況を受け、政府は、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化策を実施している。

令和元年の第198回国会（常会）においては、親権者による「しつけ」を名目とした体罰を禁止するとともに、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けるなど児童相談所の体制強化を図ること等を内容とする法律改正が行われ、一部の規定を除いて令和2年4月1日から施行されている。

また、同法附則の検討規定等に基づき、厚生労働省の専門委員会では、①司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、②子供の権利擁護、③積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、④措置解除者に対する支援の在り方等について議論が行われてきたところであり、その結果等を踏まえ、政府は、児童福祉法等の改正案を本通常国会に提出する予定である。

6 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度等の動向

生活保護制度は、資産、能力その他あらゆるものを全て活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対して現金（医療扶助、介護扶助は現物）を給付し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するものである。令和4年度の保護費は、約3.7兆円（全額公費（国3/4、地方1/4））が見込まれている。

生活保護受給者数は、平成7年度を底に増加に転じ、平成26年度まで増加を続けたが、最近は減少傾向にあり、令和3年10月には約204万人となっている。世帯類型別の生活保護受給世帯数の動向を見ると、高齢者世帯は社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加を背景に増加傾向にある。高齢者世帯を除く世帯については、近年では減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、今後の動向に注目する必要がある。

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対しては、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う生活困窮者自立支援制度が実施されている。また、当面の生活費が必要な低所得者等に対しては、緊急小口資金、総合支援資金などの貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度が実施されている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、住居確保給付金の支給対象の拡大とともに、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付けの特例措置が講じられている。さらに、当該両資金の貸付上限に達するなどして特例貸付を受けられない者に対し、政府は、令和3年7月以降、月額で最大10万円を3か月支給する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自

立支援金を創設した。

なお、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）では、速やかな生活・暮らしの支援が重要であるとして、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の申請期限延長並びに新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長及び支給要件の見直しなどが盛り込まれた。

7 障害者福祉施策の動向

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）及び児童福祉法に基づき、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援が総合的に行われている。

平成28年の第190回国会（常会）では、①重度訪問介護について入院時も一定の支援を可能とすること、②自立生活援助及び就労定着支援の新設、③一定の高齢障害者が障害福祉サービスに引き続いて介護保険サービスを利用する場合に利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設けること等を内容とする障害者総合支援法等の改正が行われた。

また、同法附則の検討規定に基づき、厚生労働省の関係審議会等において、①地域における障害者支援、②障害児支援、③障害者の就労支援、④精神障害者に対する支援等について議論が行われている。社会保障審議会障害者部会が令和3年12月に取りまとめた中間整理では、一定の方向性を得るに至った障害児支援に関する論点については必要な措置を講じていくべきであるとし、それ以外の論点については、引き続き議論を継続し、令和4年半ばまでを目途に最終的な報告書の取りまとめを目指すこととされた。政府は、当該中間整理等を踏まえ、障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化等を含む児童福祉法等の改正案を本通常国会に提出する予定である。

8 労働政策の動向

(1) 雇用対策の動向

ア 最近の雇用情勢と雇用維持支援策

令和2年1月の有効求人倍率は1.51倍、完全失業率は2.4%であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により悪化し、有効求人倍率は同年9月に1.04倍、完全失業率は同年10月に3.1%となった。その後はやや持ち直して、令和3年11月はそれぞれ1.15倍、2.8%となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇止めの累積値（厚生労働省が把握できた情報の集計）は同年12月24日時点で12万3,308人に上り、非正規雇用労働者数は前年同月比で減少傾向が続くなど、雇用情勢には依然として厳しさが見られる。

厚生労働省は、令和2年以降、コロナ禍における雇用維持に向けた各種の支援策を講じてきた。具体的には、事業主が労働者に支払った休業手当の一部を助成する雇用調整助成金について、助成額の日額上限や助成率の引上げ等の特例措置を講じた。また、休業手当の支払いを受けられなかった労働者に対しては、当該労働者の申請により直接支給する新

型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を創設した。さらに、小学校休業等対応助成金・支援金など、子供の世話で仕事を休まざるを得ない者等を念頭に置いた支援策を講じたほか、労働者が出向元との雇用関係を維持したまま出向する在籍型出向の場合に出向元と出向先の双方の事業主に対する助成を行う産業雇用安定助成金を創設した。

雇用調整助成金の特例措置は、地域・業況に係る特例が設けられつつも、感染状況を踏まえ、令和3年5月に助成率の一部と日額上限が、令和4年1月に日額上限が引き下げられ、同年3月には更に日額上限が引き下げられる予定であるなど、段階的に縮減されている。

イ 雇用保険制度の財政運営

雇用保険制度は、労使が負担する保険料と一部国庫負担を財源として以下の給付・事業を行うものであり、経理を明確にするため労働保険特別会計雇用勘定が設置されている。

- ①労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に失業等給付を支給
- ②労働者が子を養育するための休業をした場合に育児休業給付を支給
- ③失業の予防等を図るための二事業（雇用安定事業・能力開発事業）を実施

厚生労働省は、雇用保険制度における新型コロナウイルス感染症への対応として、雇用安定事業の一つである雇用調整助成金の特例措置等による雇用維持支援策を講じる一方、安定的な財政運営を確保するため、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年6月成立）により、令和2年度及び令和3年度に限り、失業等給付に対する一般会計からの任意繰入、雇用安定事業に要する経費に係る失業等給付の積立金からの借入等を可能にする財政運営上の特例措置を講じた。

特例措置による支給（令和2年1月24日以降を初日とする休業が対象）が開始されてから令和3年12月までの累計支給決定額が約5兆円に上る雇用調整助成金をはじめ、こうした一連の措置による多額の財政支出は、完全失業率の上昇を一定程度緩やかなものに止めるなどの効果を発揮したとされるが、雇用保険財政は、失業等給付に係る保険料率及び国庫負担割合が令和3年度まで暫定的に引き下げられていることもあり、極めて厳しい状況に至っている。

このため、令和3年度補正予算において、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に対して2.2兆円規模の繰入が実施され、さらに、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「雇用調整助成金等の支給や雇用保険財政の安定のため多額の国庫負担を行っていることも踏まえ、労使の負担感も考慮しつつ、保険料率や雇用情勢及び雇用保険の財政運営状況に応じた国の責任の在り方を含め、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営の在り方を検討し、次期通常国会に法案を提出する」こととされた。

このような状況を受けて、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会は、令和3年9月から雇用保険制度全般について議論を行い、令和4年1月、①失業等給付に係る保険料率（現行0.2%）を同年4月から9月まで0.2%、同年10月から令和5年3月まで0.6%とすること、②失業等給付に係る国庫負担について、雇用情勢等に応じて機動的な財政運営が

できる枠組みを強化すること、③失業等給付に対する一般会計からの任意繰入を可能にする措置を令和4年度まで延長すること、④雇用安定事業に要する経費に係る失業等給付の積立金からの借入を可能にする措置を令和6年度まで延長すること等を内容とする報告書を取りまとめた。政府は、これを踏まえて雇用保険法等改正案を本通常国会に提出する予定である。

(2) 雇用仲介事業に関する制度の動向

インターネットの普及により、場所や時間の制約なく大量の情報を利用・流通させることが可能となり、労働市場においても求人・求職情報等の飛躍的な増加が見られる中で、求職者と求人企業等との間を取り持ち、労働力の需給調整機能を持つ雇用仲介が果たす役割は大きくなってきている。また、少子高齢化に伴い人手不足の状況の継続が見込まれる中においては、雇用仲介事業の機能向上が重要となっている。

他方、職業安定法による枠組みを超えた多様な雇用仲介事業が登場し、指針でのみ規制を受けている募集情報等提供事業者（求人サイト等）の利用者も急増しているが、掲載された求人情報の期限切れや募集条件が実態と異なる等のトラブルも目立つようになり対応が求められている。

このような状況を受けて、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会は、令和3年8月から雇用仲介事業の在り方について議論を行い、同年12月、①現行の職業安定法上の募集情報等提供に該当する対象を拡大し、届出制を導入するとともに、違反した場合には現行の助言・指導、報告徴収に加え、業務の改善・停止命令や立入検査といった行政指導も可能とすること、②募集情報等提供事業者を含めた雇用仲介事業者に募集情報等の的確な表示や個人情報保護について義務を課すこと、③職業紹介事業者に加え、募集情報等提供事業者についても、職業安定機関と雇用情報の充実等に関して相互に協力するものとする等内容を内容とする報告書を取りまとめた。政府は、これを踏まえて職業安定法の改正案（雇用保険法等改正案の一部）を本通常国会に提出する予定である。

(3) 人材開発政策の動向

新型コロナウイルス感染症の影響の下での社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など、経済・社会環境に急速かつ広範な変化が生じ、また、非正規雇用労働者のスキル向上やキャリア転換等も求められている中で、精度の高い教育訓練機会の提供が喫緊の課題となっている。さらに、経済・社会環境の変化と職業人生の長期化が同時に進行する中で、労働者がこうした変化に対応して、自らのスキルを向上させるためには、労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進が必要であり、キャリアコンサルティングの役割が益々重要となっている。

このような状況を受けて、労働政策審議会人材開発分科会は、令和3年10月から今後の人材開発政策について議論を行い、同年12月、①労使、教育訓練機関、労働局、都道府県、職業紹介事業者等の関係者間で地域の人材ニーズに係る共通認識とそれに適した訓練コースの設定等の事項を協議する場を法定化すること、②企業による節目ごとのキャリアコン

サルティングの実施等の関係者の責務規定を整備すること等を内容とする報告書を取りまとめた。政府は、これを踏まえて職業能力開発促進法の改正案（雇用保険法等改正案の一部）を本通常国会に提出する予定である。

II 第208回国会提出予定法律案等の概要

1 雇用保険法等の一部を改正する法律案（予算関連）

新型コロナウイルス感染症による雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、雇止めによる離職者の給付日数の特例等の期限を延長するとともに、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制の創設等による事業運営の適正化の推進、雇用保険制度の安定的運営のための国庫負担の見直し及び雇用保険料率の暫定措置の見直し等の措置を講ずる。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、緊急時に新たな医薬品を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、処方情報及び調剤情報の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みを整備する。

3 児童福祉法等の一部を改正する法律案

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うセンターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件及び手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講ずる。

<検討中> 2件

- ・ 生活衛生関係営業等の事業承継の円滑化のための食品衛生法等の一部を改正する法律案（仮称）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（仮称）

内容についての問合せ先

厚生労働調査室 若本首席調査員（内線68520）